平成２９年１０月２０日

保護者のみなさまへ

松原市立松原第五中学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　校　長 有藤　進一郎

**台風などの災害発生時の登校・下校等の取り扱いについて**

　台風21号が接近していますが、台風や強風等の影響により、登下校時に各種警報が発令された場合の取り扱いをお知らせしますので、それぞれのご家庭で十分にご指導くださいますようお願いします。

**記**

1. 登校時に、大阪府下全域または南河内地区、松原市に**「暴風警報」や「特別警報」**が発令されている場合は、休校とします。なお、**始業時（午前８時３０分）**までに**「暴風警報」や「特別警報」**が**解除された場合は登校**とし、**始業時（午前８時３０分）をすぎて解除された場合はそのまま休校**になります。（暴風警報、特別警報のどちらかが8:30をすぎて出ていれば休校です。）

※ こんな問い合わせがよくあります。

 　「大雨警報」や「大雨洪水警報」が出ていますが、休校でしょうか。

 **↓**

 　 「大雨警報」や「大雨洪水警報」だけでは休校になりません。

 　 **「暴風警報」や「特別警報」** が出ている場合は休校になります。

２．**登校後**に 「**暴風警報**」や「**特別警報**」が発令された場合は、生徒の安全を考慮し、下校については状況を判断し、学校長が決定いたします。

３．給食について

**午前７時現在**おいて「暴風警報」や「特別警報」が発令されている場合（解除時刻にかかわらず）**学校給食は中止となります。**

したがって

 ・**午前７時前に「暴風警報」「特別警報」が解除された場合**

 　 　　　　　････平常通りに授業があります。給食もあります。

 ・**午前７時から午前８時３０分までに「暴風警報」「特別警報」が解除された場合**　　　　　････午前中だけの授業になります。給食はありません。

 ・**午前８時３０分をすぎて「暴風警報」「特別警報」が解除された場合**

 　　　　 　　　 ････休校になります。

※台風接近の際は、テレビ・ラジオの報道に十分ご留意ください。